

指定管理者等公契約における 「労働条件審査」のご提案

1. はじめに・・・労働条件審査の必要性
2. 指定管理者制度の課題
3. 地方自治体の取組み
4. 社会保険労務士による労働条件審査
5. 社会保険労務士とは

千葉県社会保険労務士会
千葉県社会保険労務士政治連盟

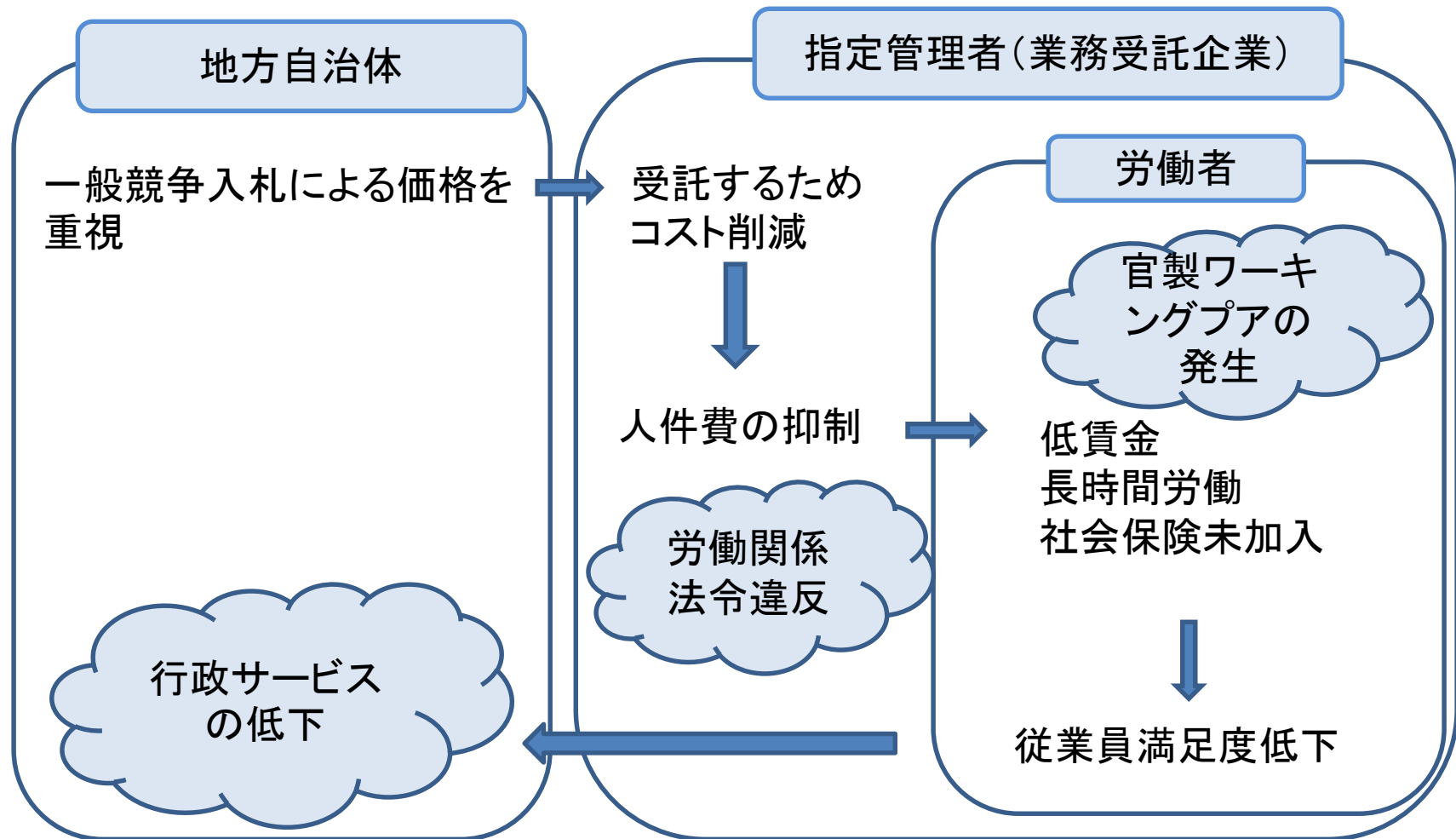
1. はじめに・・・労働条件審査の必要性

- 近年・行財政改革の進展により、公共業務の民間への委託が拡大するとともに、**一般競争入札導入によるコスト削減**を求められています。しかし、こうした流れによって、地方自治体から業務を受託する企業の中に様々な問題が生じるようになりました。
- 代表的な例として、落札するためにコストを削減することによって、人件費が不当に低く抑えられ、**労働者がいわゆる「ワーキングプア」の状態**に陥るといったケースが生じています。このような問題を反映して、業務委託を受ける企業に雇用される労働者の適正な労働条件の確保を図るため、公契約基本法の制定に向けた動きや、地方自治体による公契約条例の制定などの動きが急速に広がりつつあります。
- こうしたことから、入札価格だけで指定管理業者を選定することは、地方自治体にとって、発注者としての責任を問われかねません。特に、施設等で働く労働者の労働環境が不十分であれば、指定管理者制度の目的である「行政サービスの質の向上」と「住民満足度の向上」もありません。また、労働基準法をはじめとした労働関係法令の違反に対しては特別警察職員として労働基準監督官が刑事訴訟法に基づき司法捜査をして書類送検することもあります。
- そこで、社会保険労務士が、**労務コンプライアンスの視点**(労働社会保険諸法令の専門家として)と**施設等で働く労働者の満足度を確認する住民サービス向上の視点**(労務管理の専門家として)から、労働条件審査を実施することで、問題を解決し成果を実現できるものと考えます。

2. 指定管理者制度の課題

指定管理者とは

平成15年地方自治法改正により民間ノウハウの活用による住民サービスの向上とコスト削減を目的に導入 施設数70022施設(平成21年)



3. 地方自治体の取組み

公契約条例の制定

公契約に基づく業務に従事する労働者に最低賃金額を順守することを義務付け

- 公契約条例の制定
(野田市・川崎市)
- 国へ公契約法制定の意見書採択
(23県議会・729市町村議会)

入札評価の見直し

価格入札

→ 政策入札

- 総合評価方式
価格だけでなく技術提案や労働条件・環境配慮などを評価

労働条件評価の導入

(東京都板橋区の場合)

- ① 指定管理者の自己評価
- ② 施設所管課による評価
+
- ③ **外部専門家を含む評価委員会による客観的な評価**
契約期間の中間で実施
財務状況は税理士等
労働条件は社会保険労務士

4. 社会保険労務士による労働条件審査

審査項目などの詳細は別途打合せ

労務コンプライアンスの視点

準備作業

既定類・帳簿書類の提出



審査業務

労務コンプライアンスの審査

- 既定類・帳簿書類の確認
- ヒアリング

報告書作成業務

- 審査報告書
- 主要法令
チェックリスト



従業員意識調査

従業員意識調査票の
配布・回収



従業員満足度審査

従業員意識調査票の確認

意見書作成業務

- 意見書



住民サービス向上の視点

5. 社会保険労務士とは

企業経営の3要素(ヒト・モノ・カネ)のうち、ヒトの採用から退職までの労働・社会保険に関する法律や人事・労務管理の専門家。(社会保険労務士法に基づく国家資格者)

人事・労務管理の コンサルティング

- ・就業規則の作成・変更
- ・労働時間・休日等の労働条件の整備
- ・賃金制度の設計
- ・人事評価制度の導入
- ・個別労働関係紛争の未然防止と解決
- ・安全衛生管理
- ・福利厚生

労働・社会保険 手続きの代行

- ・労働・社会保険の手続き
- ・労働保険の年度更新
- ・社会保険の算定基礎届
- ・各種助成金の申請
- ・給与計算

年金相談

- ・年金加入期間・受給資格等の調査・説明
- ・年金(老齢・障害・遺族)の請求書作成・提出

労働条件審査の実施にあたっては、千葉県社会保険労務士会の会員がチームを編成し、地方自治体のご要望をお聞きしながら対応させていただきます。また、費用等の詳細は別途お打ち合わせさせていただきます。